

民泊制度運営システム
住宅宿泊仲介業者向け

操作手順書



【改訂履歴】

版	改訂日	改訂内容
1.0	2018.1.11	本書を新規に作成。
1.1	2018.5.11	誤った表記を修正。
1.2	2019.2.28	自由入力欄の入力について追記。
1.3	2021.3.15	「登記されていないこと」に関する図を変更。
1.4	2023.3.28	5年登録更新対応。
1.5	2025.8.25	捺印の記載を削除。

【注意事項】

- ① 本書に記載されている事柄、製品の仕様・性能等は予告なく変更される場合があります。
- ② 本書は、民泊制度運営システムの操作手順を解説するために、国土交通省 観光庁によって作成されたものです。本書の一部、または全部を、国土交通省 観光庁の事前の書面による許可なく、複製、転記、転載することを禁じます。
- ③ 本書は作成日時点での情報を元に記述されており、現行バージョンの機能と異なる箇所を含む可能性があります。

目次

目次	0
第1章 民泊制度運営システム概要	2
第1節 はじめに	2
1-1 民泊制度運営システムとは	2
1-2 本システム利用の手続き	2
1-3 機能概要	2
第2節 運用の流れとステータス	3
2-1 申請・届出の種類	3
2-2 ステータス	3
2-3 申請・届出方式	4
2-4 申請・届出書提出の流れ - 郵送・窓口による書類提出を含まない場合	5
2-5 申請・届出書提出の流れ - 郵送・窓口による書類提出を含む場合	6
第3節 ログイン・ログアウト	6
3-1 ログイン	6
3-2 ログアウト	7
第2章 宿泊仲介業者向け 操作説明	8
第1節 画面説明	8
1-1 画面構成	8
1-2 『ホーム』画面	9
1-3 『申請・届出一覧（未受理）』画面	9
1-4 『申請・届出一覧（受理済）』画面	10
第2節 各種申請・届出の提出及び閲覧	11
2-1 新規申請	11
2-2 変更届出	16
2-3 廃止等届出	18
2-4 更新申請	21
2-5 申請・届出情報の閲覧	24
2-6 不備連絡を受けた場合	26
第3節 その他機能	28
3-1 中止 - 申請・届出の作成を中止する	28
3-2 取り下げ - 申請・届出を取り下げる	29
第3章 民泊制度運営システム 共通操作	31
第1節 初期作業	31
1-1 アカウント作成	31
第2節 パスワードの変更	35
2-1 パスワードの変更	35
第3節 申請・届出の入力形式	36

3-1	日付の入力	36
3-2	氏名、フリガナ等自由入力欄の入力	36
3-3	その他の注意が必要な入力.....	37
第4節	申請・届出の出力	37
第5節	添付書類のアップロード	39
5-1	画面説明.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
5-2	ファイルのアップロード	40

第1章

民泊制度運営システム概要

第1節 はじめに

1-1 民泊制度運営システムとは

民泊制度運営システム（以下、「本システム」といいます。）を利用すると、住宅宿泊仲介業を行うために必要な手続きを行うことができます。

本システムでは、次のような利用が可能です。

- 書類の提出も含めた申請・届出等の手続きを全て本システム上で行う。
- 申請・届出の作成及び一部書類の提出を本システム上で行い、その他の書類については郵送・窓口にて行う。
- 申請・届出の作成のみ本システム上で行い、書類の提出は郵送・窓口にて行う。
- 本システムを利用せず申請・届出等を行う。（本マニュアルの説明対象外となります。）

※本マニュアルにおいて、本システムを用いて住宅宿泊仲介業を行うための申請等を行う者を住宅宿泊仲介業者、当該申請等の処理を行う行政機関の担当者を行政担当者といいます。

1-2 本システム利用の手続き

本システムを初めて利用する際には、まず ID とパスワードを取得します。2 回目以降は、取得した ID とパスワードを用いてシステムにログインします。ID パスワードの取得方法や、申請・届出や事業報告に関する詳細な作業手順については、第2章以降をご覧ください。

1-3 機能概要

本システムが提供するシステムは下記のとおりです。

表 1-1 民泊制度運営システムの機能一覧

機能	内容
■ システム利用のための機能	
ID・パスワードの発行	民泊制度運営システムを利用するためのアカウントを取得します。
パスワードの変更	ログイン時のパスワードを変更できます。
■ 届出関連の機能	
新規申請・届出の作成と提出	住宅宿泊仲介業の登録を受けるための申請・届出を作成し、電子申請・届出を行います。
変更届出の作成と提出	届出内容に変更がある場合に変更届出を作成し、電子申請・届出を行います。
廃止等の届出の作成と提出	事業を廃止する際に届出を作成し、電子申請・届出を行います。
更新申請の作成と提出	住宅宿泊仲介業の有効期限更新を受けるための更新申請を作成し、電子申請・届出を行います。
過去の手続き情報の閲覧	過去に作成・提出した手続きの内容を閲覧できます。
申請・届出の出力	作成した申請書・届出書を PDF に出力できます。
添付書類のダウンロード	過去に提出した添付書類をダウンロードできます。

第2節 運用の流れとステータス

2-1 申請・届出の種類

申請・届出には次の4種類があります。

表 1-2 申請・届出一覧

申請・届出	説明
新規	住宅宿泊仲介業者が新規で事業者登録を行う場合の申請
変更	登録内容を変更する場合に行う届出
廃止等	住宅宿泊仲介業の廃止等を行う場合の届出
更新	住宅宿泊仲介業者が登録の有効期限を更新する場合に行う申請

2-2 ステータス

住宅宿泊仲介業者または行政担当者が申請・届出に対して何等かの処理を行った場合、ステータスが変更されます。ステータスについては下記の表の通りになります。

表 1-3. ステータス一覧

ステータス	状態
作成中	申請・届出の新規作成時に、送信を行わず一時保存している状態。
登録・受理待	住宅宿泊仲介業者が申請・届出の作成または「不備連絡」を受けた申請・届出の修正を行い、申請・届出を送信した状態。
不備連絡	行政担当者が「登録・受理待」の申請・届出に対し、“不備あり”として不備連絡を作成・登録した状態。
登録拒否	行政担当者が「登録・受理待」の申請・届出を確認し、登録の拒否を送信した状態。
中止	住宅宿泊仲介業者が「作成中」または「不備連絡」を受けた申請・届出に対して中止処理により手続きを中止した状態。
登録・受理済	行政担当者が「登録・受理待」の申請・届出を受理した状態。
廃止等	「登録・受理済」の申請・届出について、住宅宿泊仲介業者からの廃止等の届出により事業が廃止されている状態。
登録抹消	行政担当者が「登録・受理済」の申請・届出について、登録を抹消した状態。

2-3 申請・届出方式

各種申請・届出を作成する際に、「申請・届出方式」を選択します。各方式により申請・届出送信から受理までの流れが異なります。

表 1-4 申請・届出方式一覧

申請・届出方式	説明
電子申請・届出	届出書の作成及びその他必要書類のアップロードを全て当システムから行う方式。 ※ただし、原本の提出が必要な書類については郵送または窓口にて提出する必要があります。 ※電子署名・電子証明書が必要になります。
電子申請・届出 (一部書類別送)	申請・届出書の作成及びその他書類のアップロードは原則本システムで行うが、一部の書類については別途郵送または窓口に提出する方式。 ※電子署名・電子証明書が必要になります。
申請・届出書類作成のみ	申請・届出書の作成は原則本システムで行い、書類の提出は全て郵送または窓口に提出する方式。 ※書類の提出先は観光庁観光産業課になります。

ポイント

- ◆ 本システムで申請・届出書等の添付を行う場合は、電子証明書による電子署名が必要になります。
- ◆ 申請・届出書等の提出先は観光庁観光産業課になります。

2-4 申請・届出書提出の流れ – 郵送・窓口による書類提出を含まない場合

届出書を含む全ての書類の提出を本システム上で行う場合の流れは、以下の通りになります。

※新規申請においては、必要書類のうちアップロードできない書類（登録免許税納付書）があるため、全ての添付書類の提出をシステム上で行うことはできません。

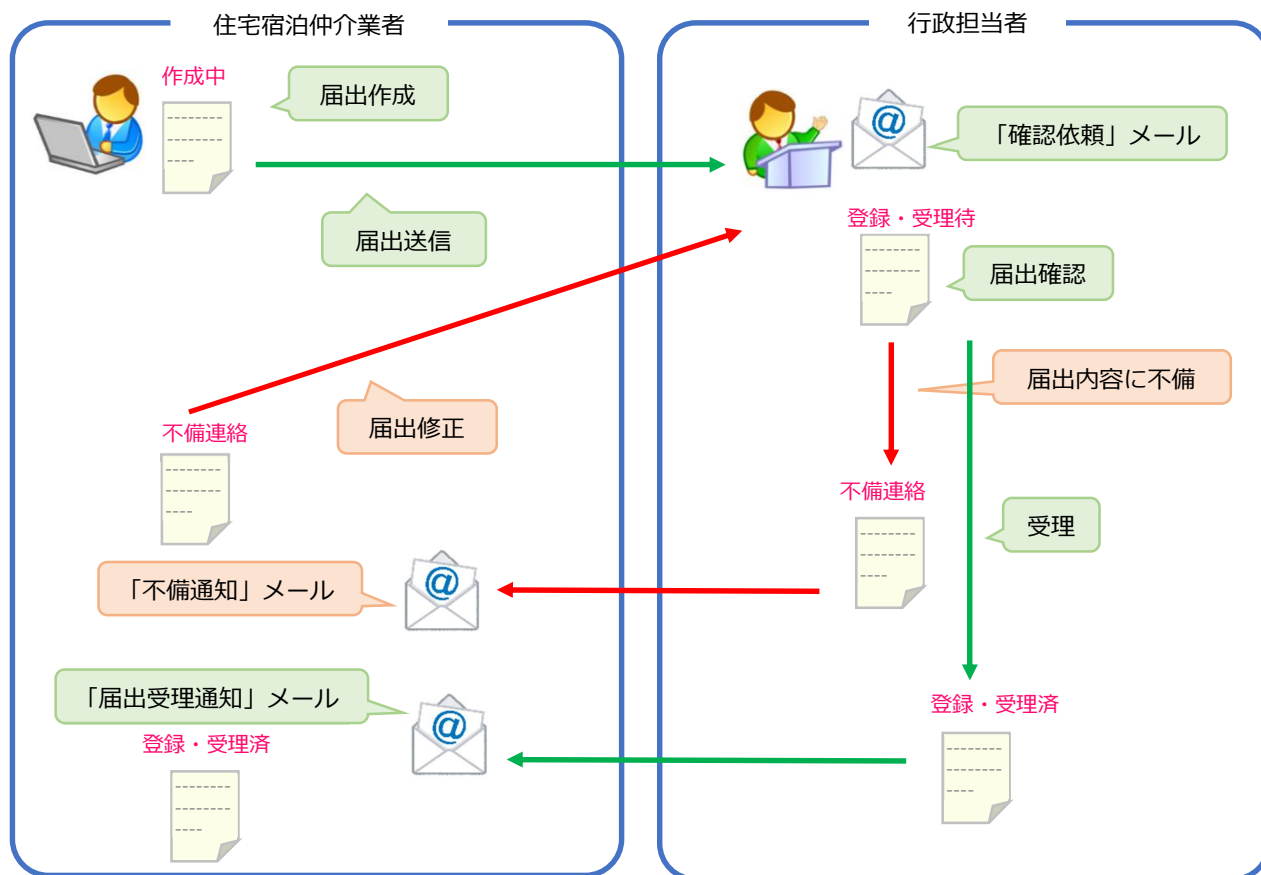


図 1-1 郵送・窓口での提出を含まない届出の流れ

2-5 申請・届出書提出の流れ – 郵送・窓口による書類提出を含む場合

郵送・窓口による書類提出を含む場合、届出受理までの流れは次の通りとなります。

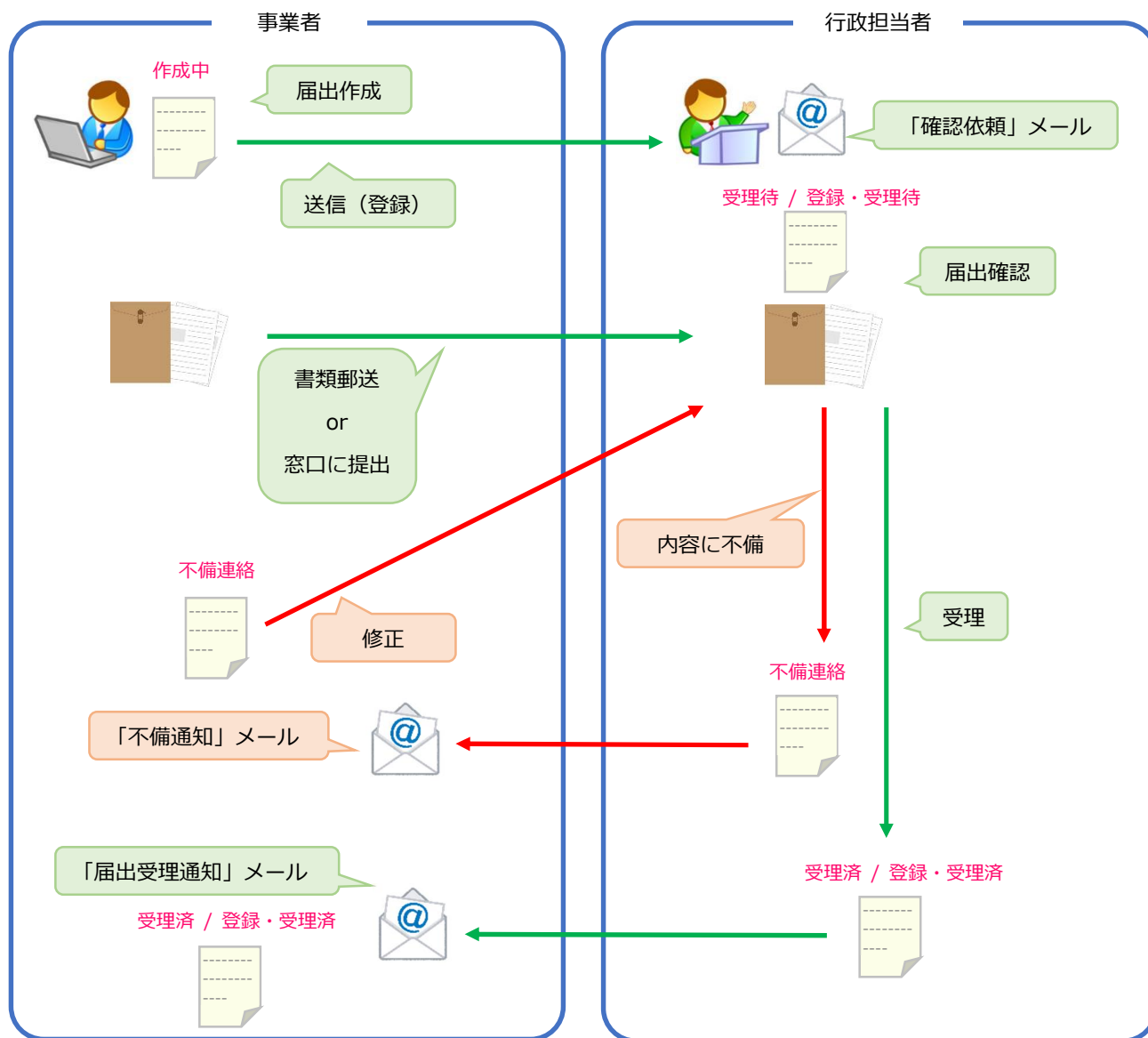


図 1-2 郵送・窓口での提出を含む届出の流れ

第3節 ログイン・ログアウト

3-1 ログイン

民泊制度ポータルサイトに本システムに関する重要なお知らせが掲載されている場合がありますので、ログインは、民泊制度ポータルサイトに掲載している URL から行ってください。

- 1 ユーザ名とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックします。

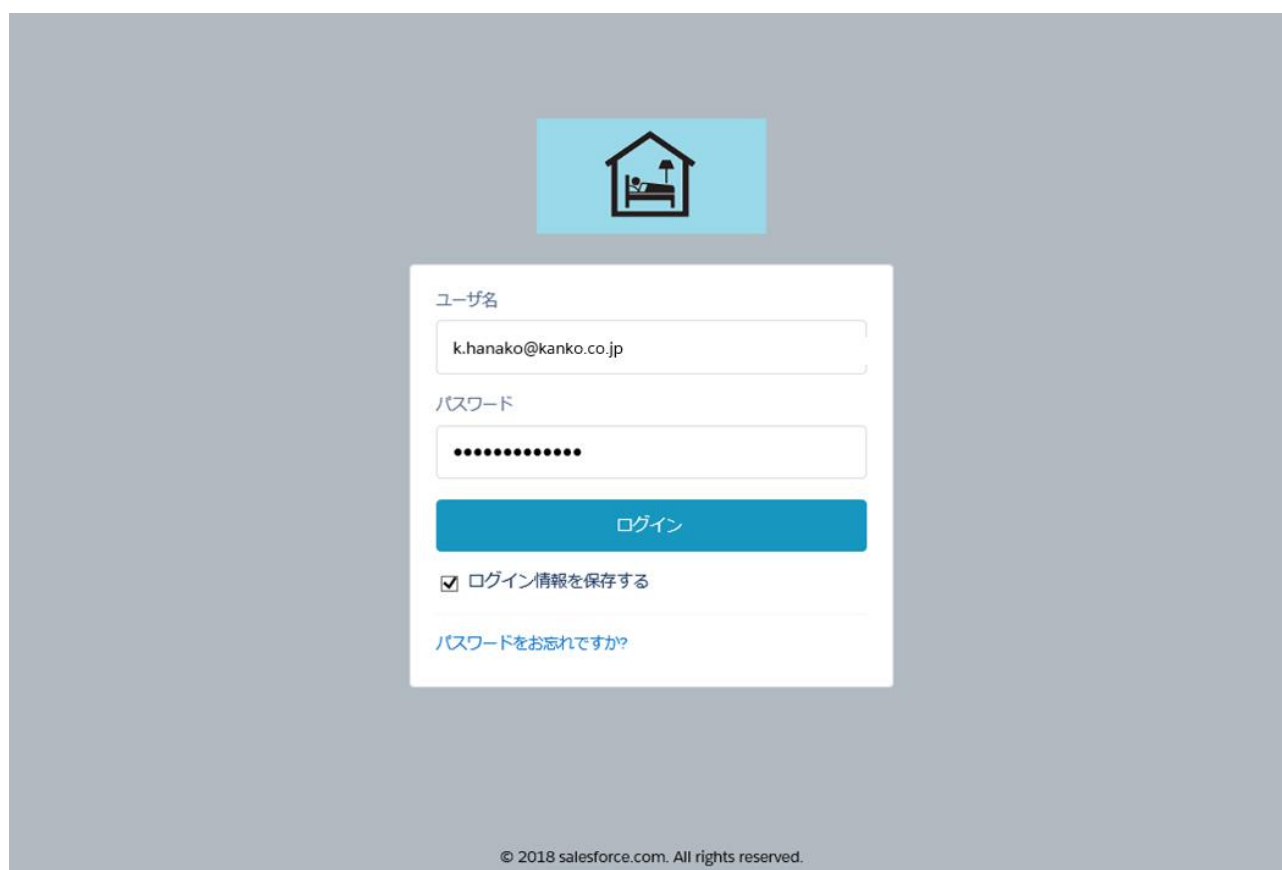


図 1-3 『ログイン』画面

2 完了

3-2 ログアウト

手続きを終えた際は、ログアウトを行ってください。ログアウトの手順は次の通りです。

- 1 「(ユーザー名) ▼」をクリックして示されるメニューから、「ログアウト」をクリックします。

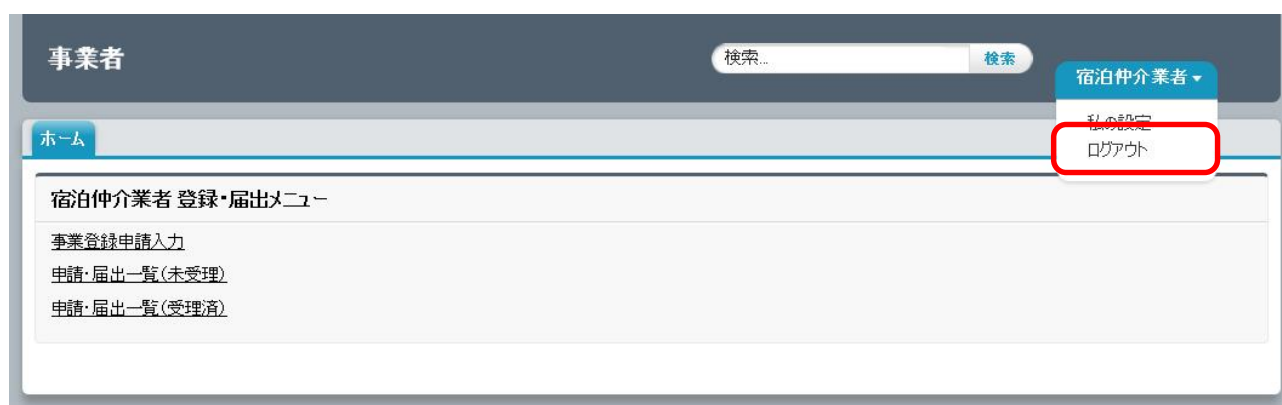


図 1-4 『ホーム』画面

2 完了

第2章

宿泊仲介業者向け 操作説明

第1節 画面説明

1-1 画面構成

ログイン後に表示される「ホーム」画面の構成は以下の通り。

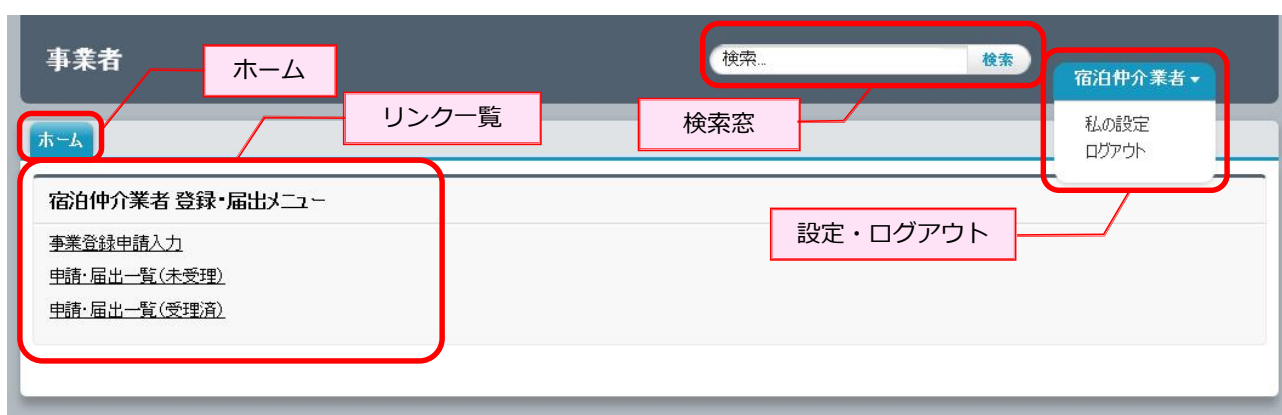


図 2-1 『ホーム』画面

◆ ホーム

このリンクをクリックするとホーム画面に遷移します。

◆ リンク一覧

申請・届出の閲覧ができる画面へのリンクです。

◆ 検索窓

いろいろな検索を行うことができます。受付番号の一部を入力すると、先頭または末尾が一致する届出を一覧で表示することができます。

◆ 設定・ログアウト

「(ユーザー名) ▼」をクリックすること、下に次のメニューが表示されます。

私の設定 : パスワードの設定変更時等に利用します。

ログアウト : クリックすると、当サイトからログアウトします。

1-2 『ホーム』画面

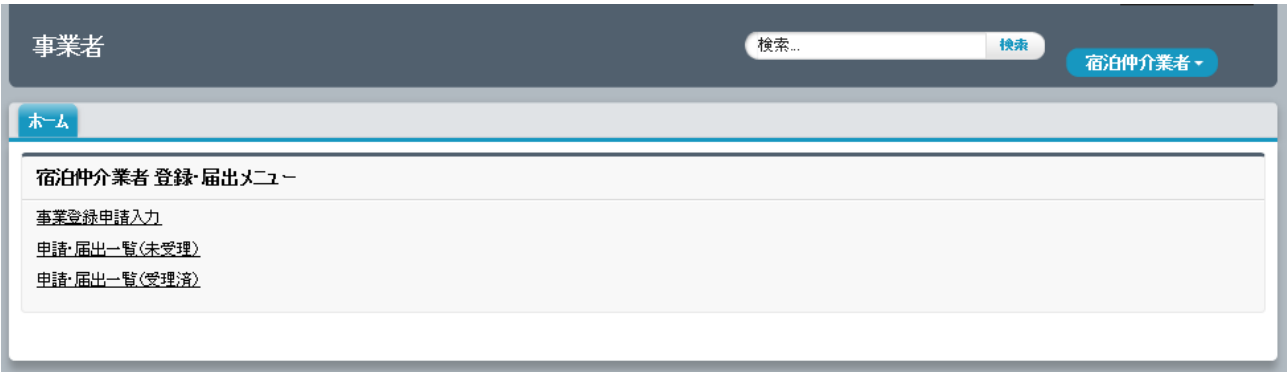


図 2-2 『ホーム』画面

『ホーム』画面にあるリンクの機能は、次の表の通りです。

表 2-1 『ホーム』画面のリンク一覧

リンクの表示名	遷移先の機能・画面	遷移先の画面の概要
事業登録申請入力	『事業登録申請入力』画面	住宅宿泊仲介業者の登録を受けるための申請を作成できます。
申請・届出一覧(未受理)	『申請・届出一覧（未受理）』画面	作成中、不備連絡、登録・受理待、中止、登録拒否の届出を閲覧できます。
申請・届出一覧(受理済)	『申請・届出一覧（受理済）』画面	登録・受理済、廃止等、登録抹消の届出を閲覧できます。

1-3 『申請・届出一覧（未受理）』画面

受理前の申請・届出が表示されます。作成途中で一時保存した申請・届出は、この一覧画面から探して「編集」をクリックすると編集を再開することができます。

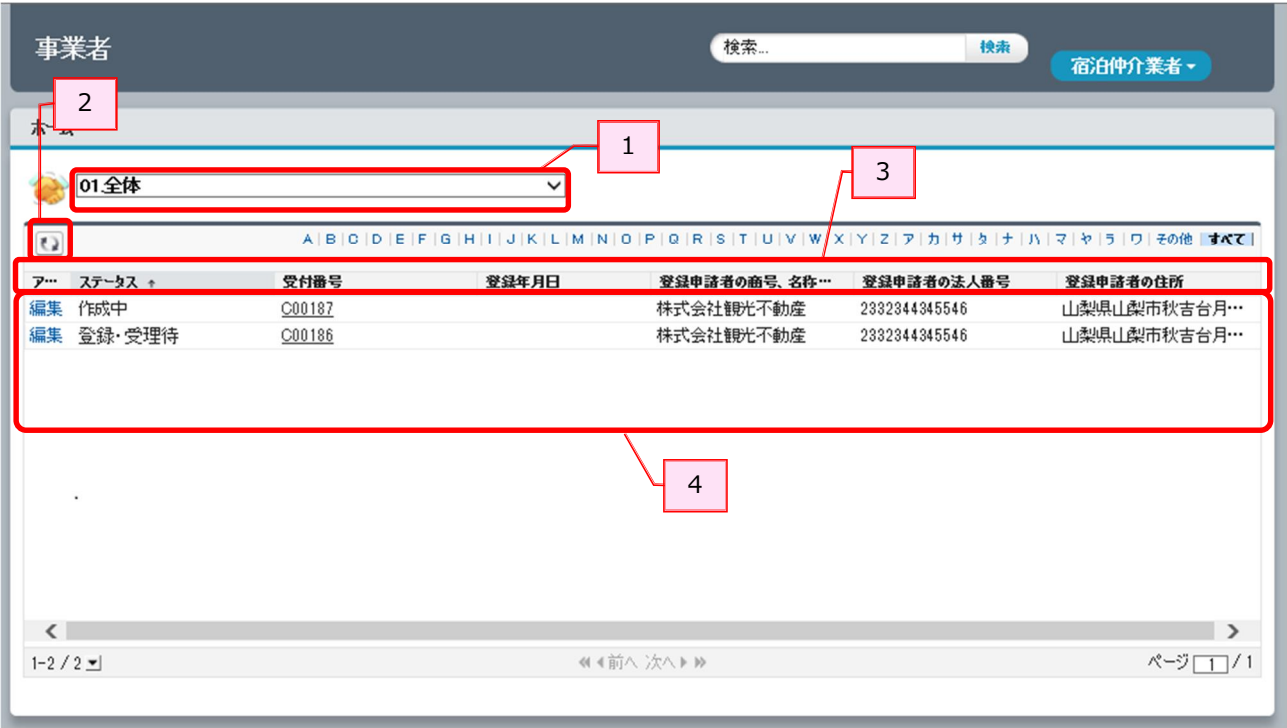


図 2-3 『申請・届出一覧（未受理）』画面

表 2-2 『申請・届出一覧（未受理）』画面の機能一覧

No.	項目	機能
1	ビュー	各ビューにはそれぞれ一覧に表示する申請・届出の絞り込み条件が設定されています。表示させたい条件に応じたビューを選択します。
2	リロードボタン	レコード一覧に表示される情報を最新にします。
3	項目名	項目名をクリックすると、クリックした項目を元にレコードが並び変わります。また、項目の表示幅の調整や、項目の並び替えを行うこともできます。
4	レコード一覧	ビューの条件に一致するレコードが一覧表示されます。

1-4 『申請・届出一覧（受理済）』画面

ステータスが登録・受理済、廃止等、登録抹消の申請・届出が表示されます。受理された最新の申請・届出情報が閲覧できます。例えば、新規の申請・届出が登録・受理された後に、変更届出が受理された場合、受理された変更届出が反映されたものが表示されます。



図 2-4 『申請・届一覧 (受理済)』画面

表 2-3 『申請・届一覧 (受理済)』画面の機能

No.	項目	機能
4	「新規複写」ボタン	登録・受理済の届出内容をコピーし、新規の申請を作成する画面へ遷移します。 ※住宅宿泊仲介業の申請・届出を行う際には使用しない機能になります。
5	「変更届出」ボタン	登録・受理済の申請・届出を選択した後にこのボタンをクリックすると、選択した申請・届出に対する変更届出を作成する画面へ遷移します。
6	「廃止等届出」ボタン	登録・受理済の申請・届出を選択した後にこのボタンをクリックすると、選択した申請・届出に対する廃止等届出を作成する画面へ遷移します。
7	「更新申請」ボタン	登録・受理済の申請・届出を選択した後にこのボタンをクリックすると、選択した申請・届出に対する更新申請を作成する画面へ遷移します。

※1~3の機能については、『申請・届一覧 (未受理)』画面の説明をご確認ください。

第2節 各種申請・届出の提出及び閲覧

2-1 新規申請

1 『ホーム』画面で「事業登録申請入力」リンクをクリックします。

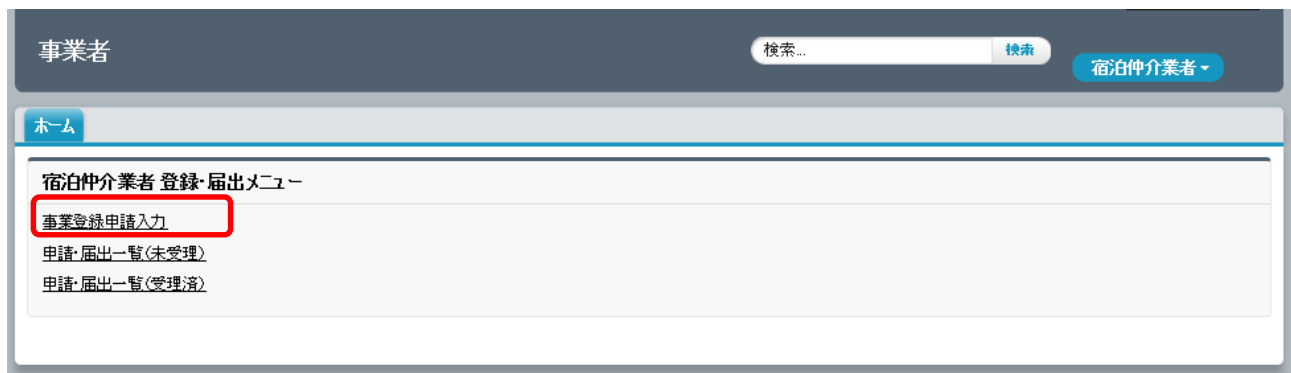


図 2-5 『ホーム』画面

2 記載されている注意事項をご確認の上、「確認」ボタンをクリックします。



図 2-6 『利用にあたっての注意事項』画面

3 『事業登録申請入力』画面が開きます。

図 2-7 『事業登録申請入力』画面

4 各項目に申請内容を入力します。

※入力作業を中断する場合は、ページ下部にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。

◆ 各項目の  マークにカーソルを合わせると、内容や入力方法に関するヘルプテキストが表示されます。

図 2-8 ヘルプテキストの表示

ポイント

本システムでは入力欄における上限があり、以下の場合には入力できませんので、その場合は、別途 Excel で作成いただいたものを、添付書類としてアップロードしていただく必要があります。

- 法定代理人の役員の数が 4 名を超える場合
- 役員の数が 6 名を超える場合
- 営業所又は事務所の数が 5 箇所を超える場合

- 5 申請書を出力します。ページ下部の「申請書出力」ボタンをクリックしてください。入力した内容が申請書として出力されます。
- ※入力内容に不備がある場合、エラーメッセージが表示されます。メッセージに従って修正してください。
 - ※入力内容を修正したら必ずもう一度出力し直してください。申請書の内容が入力内容と異なる場合、受理されません。

図 2-9 『事業登録申請入力』画面

- 6 申請・届出方式で「電子申請・届出」または「電子申請・届出（一部書類別送）」を選択した場合、申請書及び添付書類のアップロードを行います。
- ※提出が必要な書類は、添付書類の画面のチェックマークから確認できます。
 - ※ファイルのアップロード方法については<第 3 章第 5 節 [添付書類のアップロード](#)>をご参照ください。
 - ※「登録申請書」、「欠格事由に該当しないことの誓約書」には電子署名が必要となります。
- 本システム外で必ず署名を行ってからアップロードしてください。
- ※電子署名のために利用可能な電子証明書は「公的個人認証」または「商業登記に基づく電子認証制度」に基づくもののみです。

図 2-10 『事業登録申請入力』画面下部

アップロード可能なファイルタイプは添付書類毎に制限されています。

表 2-4 添付書類のファイルタイプ

添付書類名	ファイルタイプ
法定代理人の役員に関する事項（別紙） 役員に関する事項（別紙） 営業所又は事務所に関する事項（別紙）	Excel（.xls, .xlsx）
上記以外の添付書類	PDF(.pdf)

ポイント

- ◆ アップロードできない登録免許税領収証書、収入印紙は原本の提出が必要な書類です。申請・届出方式が「電子申請・届出」の場合であっても、郵送または窓口への提出を行ってください。
- ◆ 「登記事項証明書又はこれに準ずるもの」「法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの」は、照会番号の入力か書類の提出どちらか一方のみが必要になります。
- ◆ 照会番号欄には発行年月日の入力もあわせて必要です。発行年月日（西暦月日の8桁）－ 照会番号（10桁）と入力してください（例：20180615-1111111111）。

7 入力及びファイルアップロードが完了したら、画面下部の「申請」ボタンをクリックします。

※送信せずに入力内容だけを保存する場合は、「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※申請・届出方式が「申請・届出書類作成のみ」の場合であっても、作成完了時には必ず「申請」ボタンをクリックしてください。

図 2-11 『事業登録申請入力』画面下部

8 『登録申請情報送信完了』画面が表示されます。

※画面に表示される受付番号は住宅宿泊事業法令における登録番号ではなく、システム内での処理の確認のために発行される番号です。

登録番号は、申請内容における行政機関の審査の完了後に通知されます。登録番号の通知を受けるまで事業を実施することはできませんのでご注意ください。

図 2-12 『登録申請情報送信完了』画面

9 「登録申請情報送信完了」メールが送信されます。

10 完了

審査結果は、後日メールでお知らせされます。

また、『申請・届出一覧（未受理）』画面からも確認することができます。

2-2 変更届出

- 『ホーム』画面で「申請・届出一覧（受理済）」リンクをクリックします。
※変更届出が行えるのは、登録・受理済の申請・届出がある場合に限ります。

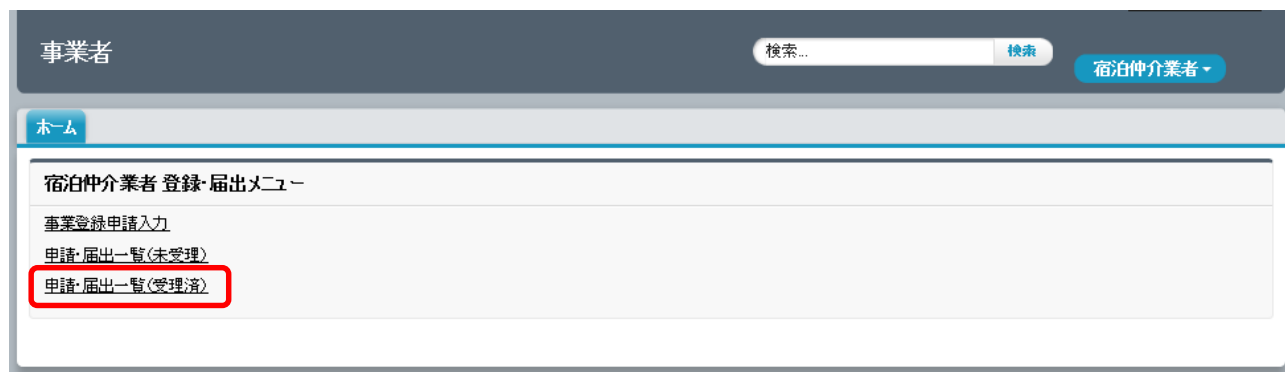


図 2-13 『ホーム』画面

- 『申請・届出一覧（受理済）』画面が開きます。変更対象の申請・届出にチェックを入れて「変更届出」ボタンをクリックします。



図 2-14 『申請・届出一覧（受理済）』画面

◆ メッセージダイアログが表示される場合

対象の申請・届出に対する未処理の変更届出、廃止等届出、更新申請が存在する場合、新しい変更届出を作成することができません。メッセージに表示された届出が受理されるのを待つか、中止する必要があります。

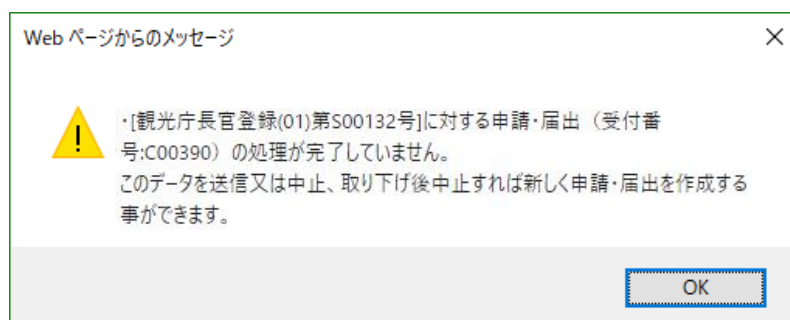


図 2-15 メッセージダイアログ

※中止方法は<第2章3-1 [中止 - 申請・届出の作成を中止する](#)>をご参照ください。

※中止した場合、手順1からやり直してください。

ポイント

- ◆ 変更または廃止等届出は、『事業変更届出入力』『事業廃止等届出入力』画面を開いた時点で「作成中」のデータとして保存され、送信または中止されるまで残ります。
- ◆ 更新申請は、一時保存、届出書出力を行った時点で「作成中」のデータとして保存されます。
- ◆ メッセージダイアログのメッセージに記載されている「登録番号」または受付番号を画面上部の検索窓から検索すると、簡単に該当の届出データを探することができます。

3 『事業変更届出入力』画面が開きます。

事業者

検索... 検索

宿泊仲介業者

ホーム

事業登録・申請

管理項目

受付番号

登録番号

観光庁長官登録(01)第S00055号

帳票作成日時

受付年月日

ステータス

作成中

申請・届出項目

申請・届出区分

変更

申請・届出方式

--なし--

メールアドレス

登録申請者

申請年月日

2018年02月08日

商号、名称又は氏名

トラベル株式会社

代表者の氏名

米山太郎

電話番号

080-1120-1000

ファクシミリ番号

観光庁長官登録(01)第S00055号

申請時の登録番号

有効期間 開始年月日

2018/01/16

2018/02/08

有効期間 終了年月日

2028年01月16日

届出時の登録年月日

図 2-16 『事業変更届出入力』画面

4 各項目には、前回送信した内容が入力済みになっているので、変更する項目を修正します。

変更した項目は、「変更年月日」及び「変更区分」の入力が必要な場合があります。

それぞれ適切な内容を入力または選択してください。

変更年月日	2018/01/16
変更区分	--なし--

図 2-17 変更年月日入力欄

5 必要であればファイルをアップロードし直します。

※入力項目の変更を行った場合、「登録事項変更届出書」の提出が必要になります。届出書を出し、アップロードもしくは郵送や窓口でご提出ください。

※ファイルのアップロードについては<第3章第5節 [添付書類のアップロード](#)>をご参照ください。

※「登録事項変更届出書」、「欠格事由に該当しないことの誓約書」には電子署名が必要となります。本システム外

で必ず署名を行ってからアップロードしてください。

※電子署名のために利用可能な電子証明書は「公的個人認証」または「商業登記に基づく電子認証制度」に基づくもののみです。

- 6 入力及びファイルアップロードが完了したら、画面下部の「届出送信」ボタンをクリックします。

※送信せずに入力内容だけを保存する場合は、「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※申請・届出方式で「申請・届出書類作成のみ」を選択した場合も、届出の作成が完了した時点で必ず「届出送信」ボタンをクリックしてください。

図 2-18 『事業変更届出入力』画面

- 7 『届出情報送信完了』画面が表示されます。

図 2-19 『届出情報送信完了』画面

- 8 「届出情報送信完了」メールが送信されます。

- 9 完了

届出送信結果は、後日メールでお知らせされます。

また、『申請・届出一覧（未受理）』画面からも確認することができます。

2-3 廃止等届出

- 1 『ホーム』画面で「申請・届出一覧（受理済）」リンクをクリックします。

※廃止等届出が行えるのは、登録・受理済の申請・届出がある場合に限りです。

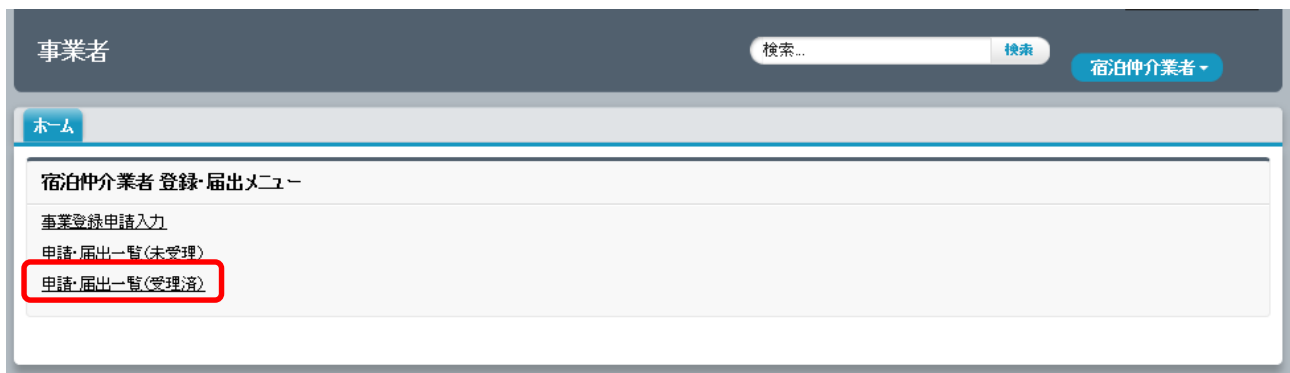


図 2-20 『ホーム』画面

- 2 『申請・届出一覧(受理済)』画面が開きます。対象の届出にチェックを入れて「廃止等届出」ボタンをクリックします。



図 2-21 『申請・届出一覧(受理済)』画面

◆ メッセージダイアログが表示される場合

対象の申請・届出に対する未処理の変更届出、廃止等届出、更新申請が存在する場合、新しい変更届出を作成することができません。メッセージに表示された届出が受理されるのを待つか、中止する必要があります

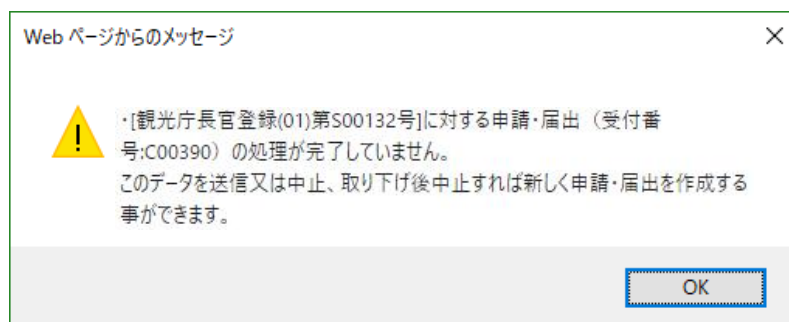


図 2-22 メッセージダイアログ

※中止方法は<第2章 3-1 [中止](#) - 申請・届出の作成を中止する>をご参照ください。

※中止した場合、手順 1 からやり直してください。

ポイント

- ◆ 変更または廃止等届出は、『事業変更届出入力』『事業廃止等届出入力』画面を開いた時点で「作成中」のデータとして保存され、送信または中止されるまで残ります。
- ◆ 更新申請は、一時保存、届出書出力を行った時点で「作成中」のデータとして保存されます。
- ◆ メッセージダイアログのメッセージに記載されている「登録番号」または受付番号を画面上部の検索窓から検索すると、簡単に該当の届出データを探すことができます。

3 『事業廃止等届出入力』画面が開きます。

図 2-23 『事業廃止等届出入力』画面

4 「届出者」「廃止等情報」等を入力してください。

5 届出書を出力します。

図 2-24 『事業廃止等届出入力』画面

- 6 申請・届出方式で「電子申請・届出」を選択した場合ファイルをアップロードします。
 ※廃止等届出の場合には、廃業等届出書ファイル以外のアップロードは必要ありません。
 ※ファイルのアップロードについては<第3章第5節 [添付書類のアップロード](#)>をご参照ください。
 ※ファイルには電子署名が必要となります。本システム外で必ず署名を行ってからアップロードしてください。
 ※電子署名のために利用可能な電子証明書は「**公的個人認証**」または「**商業登記に基づく電子認証制度**」に基づくもののみです。
- 7 入力及びファイルアップロードが完了したら、画面下部の「届出送信」ボタンをクリックします。
 ※送信せずに入力内容だけを保存する場合は、「一時保存」ボタンをクリックしてください。
 ※申請・届出方式で「申請・届出書類作成のみ」を選択した場合も、届出の作成が完了した時点で必ず「届出送信」ボタンをクリックしてください。

図 2-25 『事業廃止等届出入力』画面下部

- 8 『届出情報送信完了』画面が表示されます。

図 2-26 『届出情報送信完了』画面

- 9 「届出情報送信完了」メールが送信されます。
- 10 完了
 届出送信結果は、後日メールでお知らせされます。
 また、『申請・届出一覧（未受理）』画面からも確認することができます。

2-4 更新申請

- 1 『ホーム』画面で「申請・届出一覧（受理済）」リンクをクリックします。

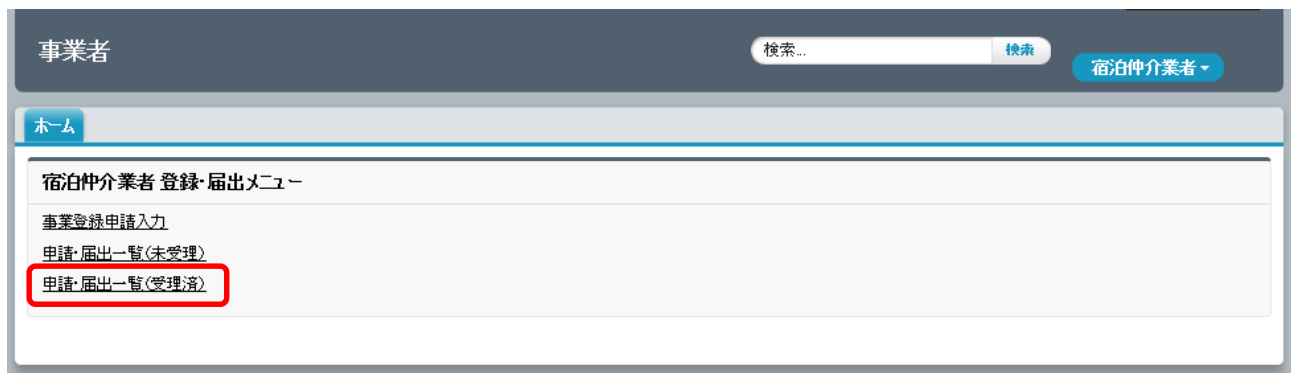


図 2-27 『ホーム』画面

- 2 『申請・届出一覧（受理済）』画面が開きます。更新申請対象の申請・届出にチェックを入れて「更新申請」ボタンをクリックします。



図 2-28 『申請・届出一覧（受理済）』画面

◆ メッセージダイアログが表示される場合

対象の申請・届出に対する未処理の変更届出、廃止等届出、更新申請が存在する場合、新しい更新申請を作成することができません。メッセージに表示された届出が受理されるのを待つか、中止する必要があります。

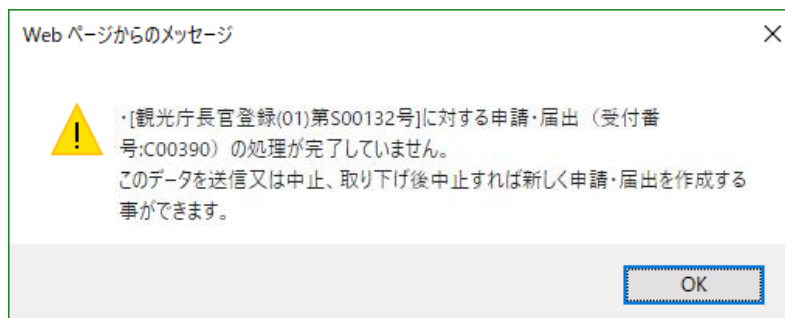


図 2-29 メッセージダイアログ

※中止方法は<第2章3-1 中止 - 申請・届出の作成を中止する>をご参照ください。

※中止した場合、手順1からやり直してください。

ポイント

- ◆ 変更または廃止等届出は、『事業変更届出入力』『事業廃止等届出入力』画面を開いた時点で「作成中」のデータとして保存され、送信または中止されるまで残ります。
- ◆ 更新申請は、一時保存、届出書出力を行った時点で「作成中」のデータとして保存されます。
- ◆ メッセージダイアログのメッセージに記載されている「登録番号」または受付番号を画面上部の検索窓から検索すると、簡単に該当の届出データを探すことができます。

3 『事業登録申請入力』画面が開きます。

2-30 『事業登録申請入力』画面

4 各項目には前回送信した内容が表示されます。

※「登録の種類」は、申請・届出区分が「新規」の場合に、「新規の申請なのか」「5年に一度の更新申請なのか」を区別する項目となります。変更届出、廃止等届出の場合は表示されません。

受理された場合、受理済みの画面には登録の種類が常に表示されますが、最終的に行った申請が更新の場合のみ「更新」と表示され、それ以外（変更届出を行った場合など）は仕様上「新規」で表示されます。

※「法人・個人の別」について、原則変更を行わないでください。変更して更新された場合、受理済の添付ファイルには法人、個人両方のファイルが表示されます。

5 申請・届出方式に応じてファイルをアップロードし直します。

※ファイルのアップロード方法については<第3章第5節 添付書類のアップロード>をご参照ください。

- 6 表示内容の確認及びファイルのアップロードが完了したら、画面下部の「申請」ボタンをクリックします。
- ※送信せずに入力内容だけを保存する場合は、「一時保存」ボタンをクリックしてください。

☒ 登録申請者の身分証明書若しくはこれに代わる書面	② ファイル名	アップロード	削除
☐ 法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	②		
(登記情報提供サービスの照会番号)	②		
☐ 法定代理人の同意書	②		
☐ 法定代理人(法人の場合はその役員)の登記されていないことの証明書若しくはこれに代わる書面	②		
☐ 法定代理人(法人の場合はその役員)の身分証明書若しくはこれに代わる書面	②		
☒ 第五号様式による財産に関する調書	② ファイル名	アップロード	削除
☒ 欠格事由に該当しないことの誓約書(個人)	② ファイル名	アップロード	削除
☒ 必要な体制が整備されていることの証明書(個人)	② ファイル名	アップロード	削除
☒ 決算に関する書類	② ファイル名	アップロード	削除
☒ 住民票の写本	② ファイル名	アップロード	削除
☒ 【新規の場合】登録免許税納付証書(原本)、【更新の場合】収入印紙(更新登録手数料)	②		
法定代理人の役員に関する事項(別紙)	② ファイル名	アップロード	削除
役員に関する事項(別紙)	② ファイル名	アップロード	削除
営業所又は事務所に関する事項(別紙)	② ファイル名	アップロード	削除

一時保存 申請書出力 **申請** 中止 閉じる

図 2-31 『事業登録申請入力』画面

- 7 『更新申請完了』画面が表示されます。

事業者 検索... 検索 宿泊仲介業者

ホーム

住宅宿泊仲介業者 更新申請(受付番号: [redacted])が送信されました。

図 2-32 『更新申請完了』画面

- 8 「更新申請完了」メールが送信されます。
- 9 完了
- 審査結果は、後日メールでお知らせされます。
- また、『申請・届出一覧(未受理)』画面からも確認することができます。

2-5 申請・届出情報の閲覧

申請・届出情報は、『届出詳細』画面から閲覧することができます。

- 1 『ホーム』画面で「申請・届出一覧(未受理)」リンクまたは「申請・届出一覧(受理済)」リンクをクリックします。リンク先で閲覧可能なステータスがそれぞれ異なります。

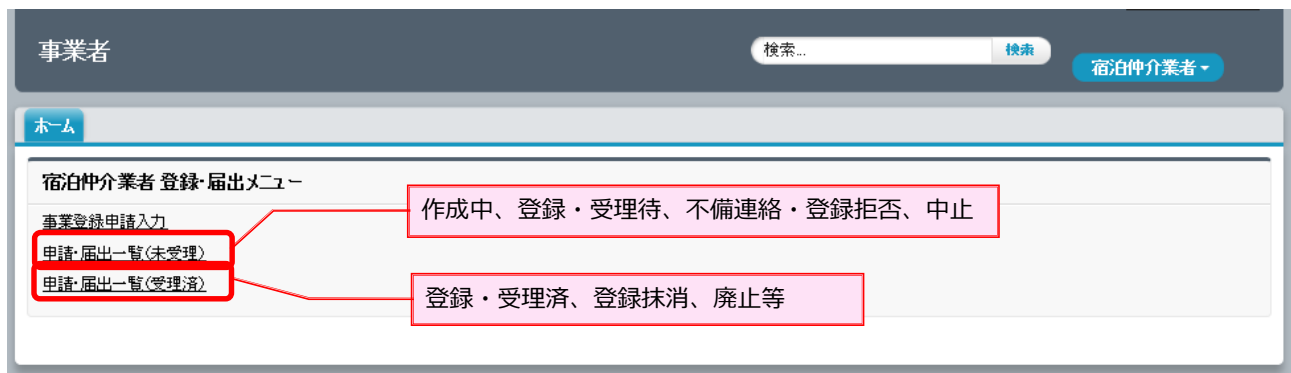


図 2-33 『ホーム』画面

2 『申請・届出一覧（未受理）』画面または『申請・届出一覧（受理済）』画面が開きます。

- ◆ 『申請・届出一覧（未受理）』画面の場合は、任意の申請・届出の「受付番号」リンクをクリックします。



図 2-34 『申請・届出一覧（未受理）』画面

- ◆ 『申請・届出一覧（受理済）』画面の場合は、任意の申請・届出の「登録番号」リンクをクリックします。



図 2-35 『申請・届出一覧（受理済）』画面

3 申請・届出詳細（未受理）』画面または『申請・届出詳細（受理済）』画面が開きます。

事業者

検索...

宿泊仲介業者

ホーム

事業登録・申請

管理項目

受付番号 C00235

登録番号 観光庁長官登録(01)第S00051号

帳票作成日時 2018年02月06日

ステータス 登録・受理済

申請・届出項目

申請・届出区分 新規

申請・届出方式 電子届出(一部書類別送)

メールアドレス

登録申請者

申請年月日 2018年02月06日

商号、名称又は氏名 株式会社観光不動産

図 2-36 『申請・届出詳細（受理済）』画面

4 完了

2-6 不備連絡を受けた場合

提出した申請・届出に不備があった場合、行政担当者から不備連絡の通知を受けます。不備連絡を受けた事業者は、次の手順で通知内容を確認して申請・届出の再提出もしくは再アップロードの手続きを行います。以下では新規の登録申請を例としますが、変更届出や廃止等届出に対する不備連絡を受け取った場合も同様の手順で対応します。

- 『申請・届出一覧（未受理）』画面から、ステータスが「不備連絡」であるレコードの「編集」ボタンをクリックします。

事業者

検索...

宿泊仲介業者

ホーム

01 全体

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z ア カ サ タ ナ ハ マ ヤ ラ ワ その他 すべて

ア...	ステータス	受付番号	登録年月日	登録申請者の商号、名...	登録申請者の法人番号	登録申請者の住所
編集	登録・受理待	C00189	2018年02月06日	株式会社 friendsmeet	3981936343751	北海道札幌市中央区...
編集	登録・受理待	C00197	2018年02月06日	株式会社観光不動産	2332344345546	山梨県山梨市秋吉台...
編集	不備連絡	C00198	2018年02月06日	トラベル株式会社	1234566666666	北海道札幌市中央区1...

図 2-37 『申請・届出一覧（未受理）』画面

- 『事業登録申請入力』画面の下部にある不備連絡欄の「参照」ボタンをクリックし、不備内容を確認します。

アクション	種別	タイトル	最終更新日	作者
参照	メモ	不備連絡(2018-02-02 20:10:41)	2018/02/02 20:10	行政担当者 観光庁職員

一時保存 申請書出力 申請 中止 閉じる

図 2-38 『事業登録申請入力』画面下部 不備連絡

- 3 入力項目の修正が必要であれば修正します。
- 4 入力項目を修正した場合、申請書を出力します。ページ下部の「申請書出力」ボタンをクリックしてください。ただし、入力事項に不備がある場合、申請書の出力はできません。エラー内容が表示されるため、内容に従って修正してください。

アクション	種別	タイトル	最終更新日	作者
参照	メモ	不備連絡(2018-02-02 20:10:41)	2018/02/02 20:10	行政担当者 観光庁職員

一時保存 申請書出力 申請 中止 閉じる

図 2-39 『事業登録申請入力』

- 5 申請・届出方式で「電子申請・届出」または「電子申請・届出（一部書類別送）」を選択した場合、必要に応じて添付書類の再アップロードを行います。
 - ※入力項目の修正を行った場合は、必ず前手順で出力した届出書を再アップロードしてください。
 - ※ファイルのアップロード方法については<第3章第5節 [添付書類のアップロード](#)>をご参照ください。
 - ※「登録申請書」、「登録事項変更届出書」、「廃業等届出書」及び「欠格事由に該当しないことの誓約書」には電子署名が必要となります。本システム外で必ず署名を行ってからアップロードしてください。
 - ※電子署名のために利用可能な電子証明書は、「公的個人認証」または「商業登記に基づく電子認証制度」に基づくもののみです。
- 6 入力及びファイルアップロードが完了したら、画面下部の「申請」ボタンをクリックします。

アクション	種別	タイトル	最終更新日	作者
参照	メモ	不備連絡(2018-02-02 20:10:41)	2018/02/02 20:10	行政担当者 観光庁職員

一時保存 申請書出力 申請 中止 閉じる

図 2-40 『事業登録申請入力』画面下部 申請送信

- 7 『登録申請情報送信完了』画面が表示されます。

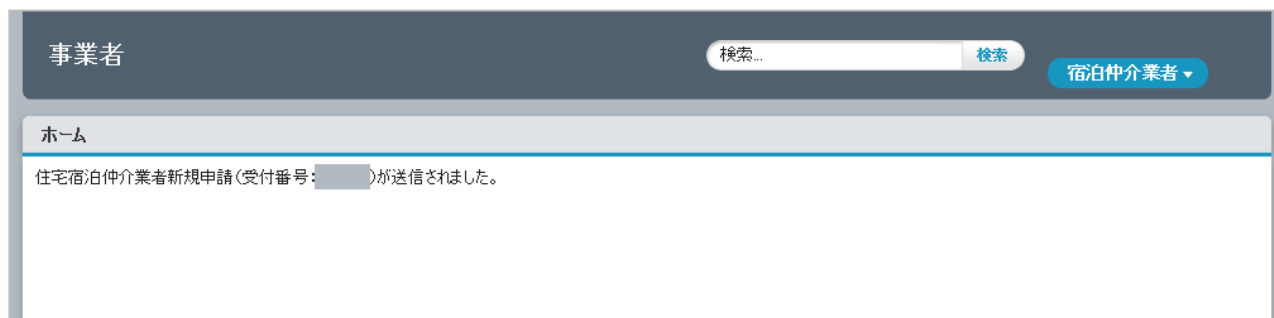


図 2-41 『登録申請情報送信完了』画面

- 8 「登録申請情報送信完了」メールが送信されます。
- 9 完了
届出送信結果は、後日メールでお知らせされます。
また、『申請・届出一覧（未受理）』画面からも確認することができます。

第3節 その他機能

3-1 中止 – 申請・届出の作成を中止する

変更届出、廃止等届出、更新申請は、前に作成した申請・届出が受理されるまで次の変更届出、廃止等届出、更新申請を作成できません。次の届出を作成するには、受理されるのを待つか、その届出を住宅宿泊管理業者が中止する必要があります。

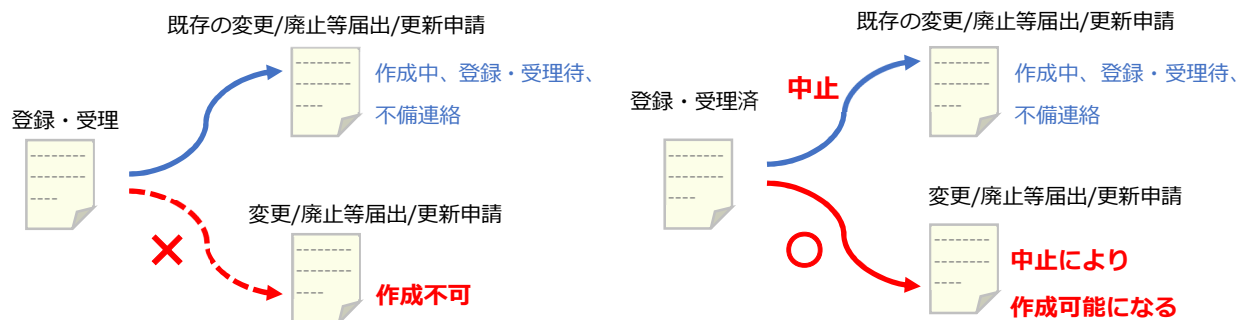


図 2-42 未受理の届出書と中止機能の関係

中止を行う手順は次の通りです。

- 1 『申請・届出一覧（未受理）』画面から、対象の申請・届出（作成中もしくは不備連絡）の「編集」リンクをクリックします。
※登録・受理待である申請・届出を中止したい場合は、一度取り下げてステータスを作成中に戻してから行ってください。取り下げ方法は次項をご参照ください。
- 2 『事業登録申請入力』画面の下部にある「中止」ボタンをクリックします。

アクション	種別	タイトル	最終更新日	作者
参照	メモ	不備連絡(2018-01-28 19:48:43)	2018/01/28 19:48	行政担当者

一時保存 申請書出力 申請 中止 閉じる

図 2-43 『事業登録申請入力』画面下部

- 3 確認ダイアログが表示されます。

Web ページからのメッセージ

届出を中止します。
よろしいですか。

OK キャンセル

図 2-44 確認ダイアログ

- 4 完了。

ポイント

一度中止した申請・届出は、中止を取り消すことができません。再度同じ届出を作成したい場合は、受理済の届出から新たに**変更届出・廃止等届出・更新申請**を作成する必要があります。

3-2 取り下げ – 申請・届出を取り下げる

ステータスが登録・受理待となった申請・届出は、修正することができません。申請・届出を送信後に修正が必要となった場合、一旦取り下げを行い、ステータスを作成中に戻すことで修正が可能となります。

申請・届出を取り下げる手順は次の通りです。

- 『申請・届出一覧（未受理）』画面から、取り下げたい登録・受理待のレコードの受付番号をクリックします。
- 『申請・届出詳細（未受理）』画面の下部にある「取り下げ」ボタンをクリックします。

アクション	種別	タイトル	最終更新日	作者
変更	取り下げ	届出書出力	閉じる	

図 2-45 『申請・届出確認』画面下部

- 3 確認ダイアログが表示されるため「OK」ボタンをクリックします。

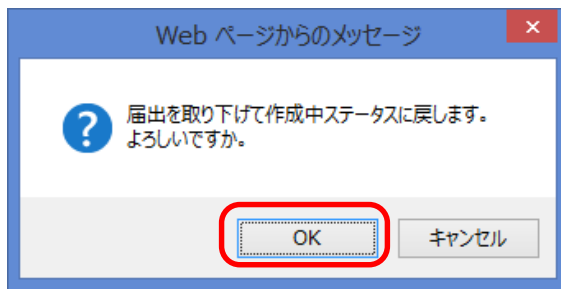


図 2-46 確認ダイアログ

4 完了。

第3章

民泊制度運営システム 共通操作

第1節 初期作業

1-1 アカウント作成

本システムを利用するためのアカウントを作成します。この作業には本システムからのメールを受信できるメールアドレスが必要になります。事前にご準備ください。

- 1 ログイン画面へアクセスします。

民泊制度ポータルサイトに URL が掲載されておりますので民泊制度ポータルサイトをご参照ください。

- 2 「サインアップ」リンクをクリックします。

図 3-1 『ログイン』画面

- 3 個人情報の利用に関する説明が表示されます。内容をご確認の上、「同意する」を選択し「確認」ボタンをクリックします。

事業者

事業者登録

民泊制度運営システム
利用にあたっての注意事項

- 当サイトは、健全な制度普及を図るために観光庁が運営するサイトです。利用者の皆様は、当サイトを利用して、住宅宿泊事業法に規定される事業に係る事務を所掌する行政機関への申請、届出等を行うことができるほか、ご自身の手続きに係る情報を参照すること等が可能です。
- 当サイトの利用マニュアル、利用規約等は「[民泊ポータルサイト](#)」に掲載しておりますのでご確認ください。ご利用にあたっては利用規約を必ずご確認ください。
- 当サイトにおいて取得した情報は「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱い [民泊ポータルサイト](#)」に従って取り扱います。必ずご確認いただいた上で当サイトをご利用ください。

上記内容について、必ず確認した上で手続きを行ってください。

確認

図 3-2 アカウント作成（注意事項）

- 4 「事業者区分」「姓・名」「メールアドレス」を入力します。

事業者

事業者登録

事業者情報を入力してください。

事業者区分 ☐ 住宅宿泊事業者

☐ 住宅宿泊管理者

☐ 住宅宿泊仲介業者

姓

名

メールアドレス

メールアドレス(確認)

☐ 私はロボットではありません



プライバシーポリシー 利用規約

申請

図 3-3 アカウント作成（事業者登録）

- 5 「私はロボットではありません」のチェックボックスにチェックを付けると、画面上でランダムな質問がされますので、マウス等を利用して正しい回答を行います。（人が操作していることの確認となります。）

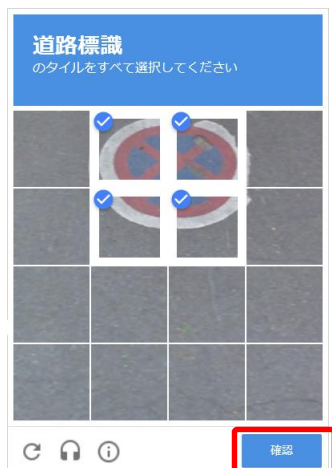


図 3-4 認証画面

- 6 回答が完了したら「確認」ボタンをクリックします。
- 7 仮登録が完了し、入力したメールアドレスに仮登録メールが送信されます。

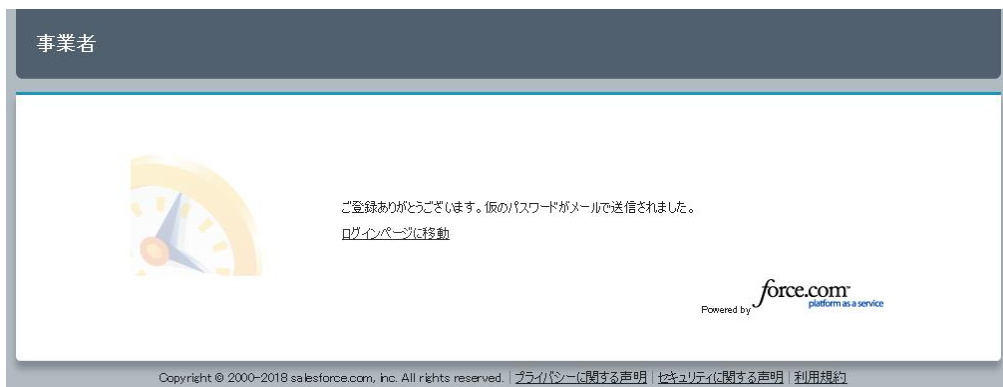


図 3-5 アカウント作成（仮登録完了）

- 8 メール内の URL にアクセスし、記載された条件を満たすパスワードを設定します。



図 3-6 アカウント作成（パスワード変更）

- 9 「パスワードを変更」ボタンをクリックします。
- 10 ホーム画面に遷移します。

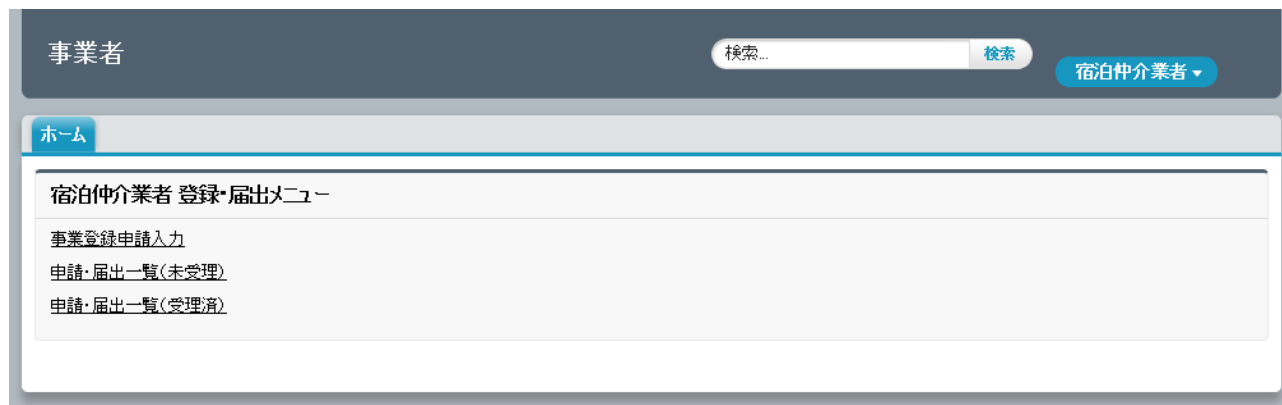


図 3-7 『ホーム』画面

ポイント

- ◆ 登録したメールアドレスに対してメールが送信されます。メールを受信できる環境ご準備ください。
- ◆ 選択する事業区分毎に届出・申請内容が異なります。
- ◆ 登録する事業者区分によって、ログイン後のホーム画面が異なります。住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者の内複数の事業者として登録する場合は、それぞれ ID を発行してください。

第2節 パスワードの変更

2-1 パスワードの変更

- 1 設定・ログアウトのメニューを表示し、「私の設定」をクリックします。



図 3-8 『ホーム』画面上部

- 2 「セキュリティの設定」をクリックします。



図 3-9 「私の設定」メニュー

- 3 パスワードの変更画面が表示されます。必要項目を入力して、「保存」ボタンをクリックします。



図 3-10 セキュリティの設定

- 4 完了。

第3節 申請・届出の入力形式

3-1 日付の入力

日付を入力する項目では、入力形式が定められています。適切なフォーマットで入力するには、次のいずれかの方法で入力することをおすすめします。

◆ 日付リンクから入力する方法

テキストボックスの右側の日付リンクをクリックすると、テキストボックスに該当の日付が反映されます。(日付は当画面を開いた時点の日付になっています。)



図 3-11 日付入力欄

◆ カレンダーダイアログから入力する方法

※ただし、「西暦選択」に表示されていない年は入力しづらい場合があります。その場合は直接テキストボックスに入力してください。

テキストボックスをクリックすると、カレンダーダイアログが表示されます。

該当の日付をクリックすると、テキストボックスに反映されます。



図 3-12 カレンダーダイアログ入力方法

3-2 氏名、フリガナ等自由入力欄の入力

主な自由入力欄の入力形式は次の通りです。

◆ 「〇〇 (フリガナ)」項目の入力形式

・半角文字で入力します。英数も含めることができます。

・※「商号、名称又は氏名(フリガナ)」項目については、英数も含めることができます。

◆ 「住所」関連の項目(ただし、部屋番号を除く)、「氏名」項目の入力形式

全角で入力します。スペースを空ける際も、全角スペースにします。

アルファベットや数字を入力する際も、全角にて入力してください。

- ◆ 「〇〇番号」項目の入力形式
半角数字で入力します。
- ◆ 「郵便番号」項目の入力形式
ハイフンを入れずに入力します。
- ◆ 「電話番号」、「ファクシミリ番号」項目の入力方式
ハイフンを入れて入力します。

3-3 その他の注意が必要な入力

注意が必要な主な入力項目について記述します。

- ◆ 性別の入力欄について
法人を登録する際は、性別の選択を「なし」とします。
- ◆ 生年月日（年）の入力欄について
組織の生年月日に対応するため、ドロップダウンリストでは 1868 年（明治元年）から入力可能となります。
申請・届出書出力時のエラーチェックでは、入力された年が個人の年齢として適切かの確認は行われませんので、ご自身で入力内容をご確認ください。

第4節 申請・届出の出力

申請・届出内容を入力する画面で入力が完了した際に、入力内容を PDF ファイルに出力します。申請・届出方式で「電子申請・届出」や「電子申請・届出（一部書類別送）」を選択した場合、出力した申請・届出書は署名を付加した後に各申請・届出の添付書類リストの最初の項目にアップロードすることになります。

※PDF ファイル出力後に入力内容を修正した場合、必ず申請・届出書を出しなおして下さい。

ここでは、申請・届出項目を入力する画面からの出力手順を示します。

- 1 申請・届出項目を作成する画面下部にある「届出書出力（申請書出力）」ボタンをクリックします。

The screenshot shows a web interface for submitting an application. At the top, there are two rows of input fields for '営業所又は事務所に関する事項(別紙)' and '連名届出者に関する事項(別紙)', each with a file name input and 'アップロード' and '削除' buttons. Below these, there is a row of action buttons: '一時保存', '届出書出力' (highlighted with a red box), '届出送信', '中止', and '閉じる'. At the bottom, there is a copyright notice and links to 'プライバシーに関する声明', 'セキュリティに関する声明', and '利用規約'.

図 3-13 『事業登録申請入力』画面下部

- 1.1 入力必須項目の不足等がある場合、エラーが表示されます。エラー内容に応じて修正を行ってください。なお、注意事項は必ずしも修正する必要はありません。

事業者

検索...

検索

宿泊管理者

ホーム

エラー
 [商号、名称又は氏名及び住所]法人番号：入力しないでください。
 [役員に関する事項①]氏名のフリガナ：法人による申請の場合のみ入力可能です。
 [営業所又は事務所に関する事項]営業所又は事務所の別「1. 主たる営業所又は事務所」は必ず1つ選択してください。

注意
 [商号、名称又は氏名及び住所]郵便番号：7桁で入力されていません。間違いがないかご確認ください。
 [法定代理人の役員に関する事項④]未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。

図 3-14 申請・届出書出力時のエラー

- 1.2 入力内容に不足が懸念される場合、確認画面が表示されます。修正せずに申請・届出を出力する場合は「OK」ボタン、編集画面に戻って入力を行う場合は、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。

Web ページからのメッセージ

? 入力内容に警告があります。確認してください。問題なければOKボタンで続行します。

[役員に関する事項①]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [役員に関する事項②]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [役員に関する事項③]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [役員に関する事項④]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [役員に関する事項⑤]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [役員に関する事項⑥]：未入力となっています。役員情報はすべて入力済みでしょうか。
 [営業所又は事務所に関する事項①]：未入力となっています。営業所又は事務所情報はすべて入力済みでしょうか。
 [営業所又は事務所に関する事項②]：未入力となっています。営業所又は事務所情報はすべて入力済みでしょうか。
 [営業所又は事務所に関する事項③]：未入力となっています。営業所又は事務所情報はすべて入力済みでしょうか。
 [住宅宿泊管理業務の委託に関する事項]：未入力となっています。住宅宿泊管理業務の委託情報はすべて入力済みでしょうか。

OK キャンセル

図 3-15 申請・届出書出力前の確認ダイアログ

- 2 PDF が表示されます。保存してください。
- 3 完了

第5節 添付書類のアップロード

5-1 画面説明

添付書類

1	4	添付書類の様式ダウンロード
☒ 住宅宿泊仲介業者 登録申請書		アップロード 削除
☒ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの		アップロード 削除
☒ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (登記情報提供サービスの照会番号)		アップロード 削除
☒ 役員の身分証明書若しくはこれに代わる書面		アップロード 削除
☒ 損益計算書	5	アップロード 削除
☒ 必要な体制が整備されていることの証明書(法人)		アップロード 削除
☒ 欠格事由に該当しないことの誓約書(法人)		アップロード 削除
☐ 登録申請者の身分証明書若しくはこれに代わる書面		アップロード 削除
☐ 法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの (登記情報提供サービスの照会番号)		アップロード 削除
☐ 法定代理人の同意書		アップロード 削除
☐ 法定代理人(法人の場合はその役員)の身分証明書若しくはこれに代わる書面		アップロード 削除
☐ 第五号様式による財産に関する調書		アップロード 削除
☐ 欠格事由に該当しないことの誓約書(個人)		アップロード 削除
☐ 必要な体制が整備されていることの証明書(個人)		アップロード 削除
☒ 決算に関する書類		アップロード 削除
☐ 住民票の抄本		アップロード 削除
☒ (新規の場合)登録免許税納税証書(原本)、【更新の場合】収入印紙(更新登録手数料)		アップロード 削除
法定代理人の役員に関する事項(別紙)		アップロード 削除
役員に関する事項(別紙)		アップロード 削除

2

3

図 3-16 『事業登録申請入力』画面下部

表 3-1 添付書類アップロード機能一覧

No.	項目	内容
1	書類必須チェック	提出必須の書類の場合、チェックが付いています。
2	様式ダウンロード	リンク先から必要な書類の様式をダウンロードしてください。
3	書類一覧	書類の一覧が表示されます。
4	申請・届出書	画面での入力内容を PDF ファイルとして出力し、アップロードします。 出力方法については<第 3 章第 4 節 申請・届出の出力 >をご参照ください。 ※添付書類一覧の一番上の書類になります。
5	申請・届出書以外	ダウンロードした様式でファイルを作成し、アップロードします。

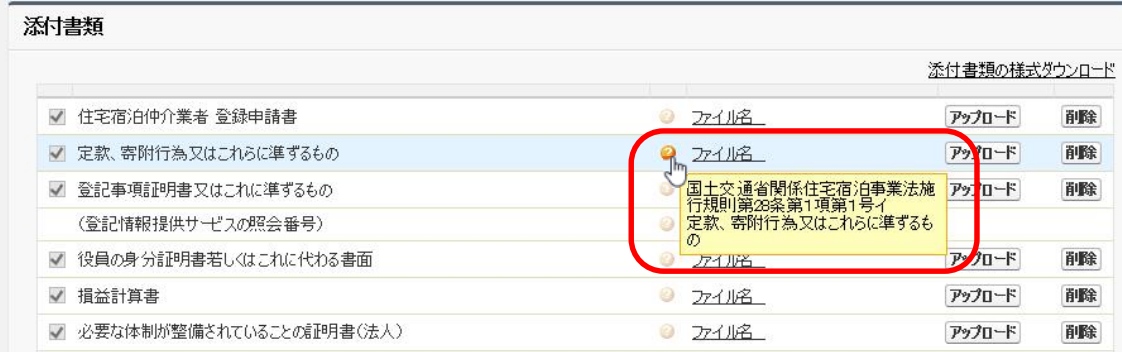
ポイント

- 申請・届出方式で「電子申請・届出」を選択した場合、アップロードボタンが表示されている全ての添付書類をアップロードしてください。
- 申請・届出方式で「電子申請・届出（一部書類別送）」を選択した場合、書類必須チェックにチェックされている書類の一部を、窓口もしくは郵送で提出することができます。
- 添付書類の中には、書類必須チェックにチェックがあるに関わらず、アップロードボタンが表示されないものがあります。その書類については原本の提出が必要となりますので、申請・届出方式に関わらず窓口もしくは郵送で提出してください。

5-2 ファイルのアップロード

1 電子化された書類を準備します。

※書類の説明についてはヘルプテキストをご覧ください。ヘルプテキストは  マークにカーソルを合わせると表示されます。



添付書類		添付書類の様式ダウンロード	
☒ 住宅宿泊仲介業者 登録申請書	ファイル名	アップロード	削除
☒ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの	ファイル名	アップロード	削除
☒ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (登記情報提供サービスの照会番号)	国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第28条第1項第1号イ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの	アップロード	削除
☒ 役員の身分証明書若しくはこれに代わる書面	ファイル名	アップロード	削除
☒ 損益計算書	ファイル名	アップロード	削除
☒ 必要な体制が整備されていることの証明書(法人)	ファイル名	アップロード	削除

図 3-17 『事業登録申請入力』画面

2 「アップロード」ボタンをクリックします。



添付書類		添付書類の様式ダウンロード	
☒ 住宅宿泊仲介業者 登録申請書	ファイル名	アップロード	削除
☒ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの	ファイル名	アップロード	削除
☒ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (登記情報提供サービスの照会番号)	ファイル名	アップロード	削除
☒ 役員の身分証明書若しくはこれに代わる書面	ファイル名	アップロード	削除
☒ 損益計算書	ファイル名	アップロード	削除
☒ 必要な体制が整備されていることの証明書(法人)	ファイル名	アップロード	削除
☒ 欠格事由に該当しないことの誓約書(法人)	ファイル名	アップロード	削除

図 3-18 『事業登録申請入力』画面

3 添付するファイルを選択します。

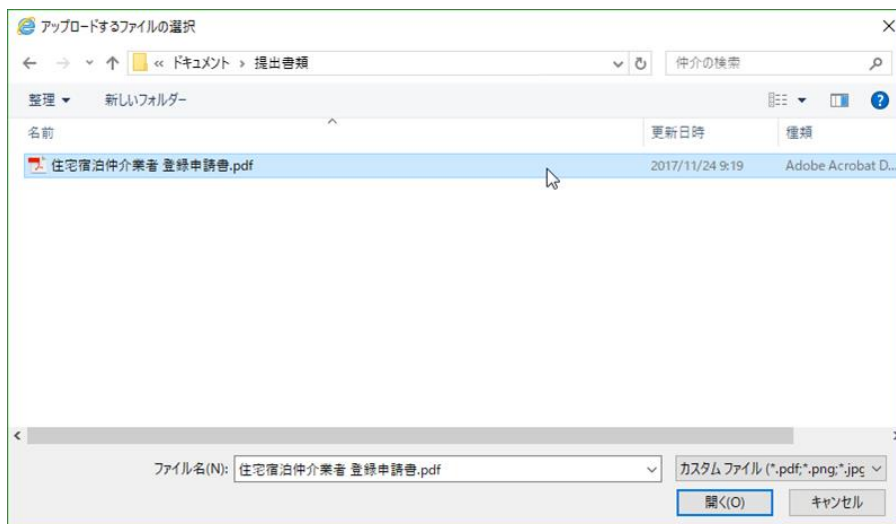


図 3-19 『ファイルアップロード』ダイアログ

- 4 『ファイルアップロード』でダイアログ選択したファイル名が表示されます。

アップロードを取り消す場合は「削除」ボタンをクリックします。



図 3-20 『事業登録申請入力』画面下部

- 5 アップロードが終わったら、「一時保存」ボタンをクリックします。
- 6 完了

ポイント

「登録申請書」、「登録事項変更届出書」、「廃業等届出書」及び「欠格事由に該当しないことの誓約書」をアップロードする際は必ず電子署名をつけてからアップロードしてください。